

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により，令和2年11月25日付けで提出された「小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る配慮書案」について，令和3年3月23日付けで条例第13条第1項の規定に基づく環境配慮の観点からの市長意見を述べましたので，同条第3項の規定に基づき，次のとおり公告するとともに，市長意見を縦覧に供します。

令和3年3月29日

京都市長 門川 大作

1 事業者の名称及び代表者名等

(1) 事業者の名称

京都市教育委員会

(2) 代表者名

教育長 在田 正秀

(3) 主たる事業所の所在地

京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3

2 対象事業の計画の名称，種類及び規模

(1) 名称

小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備事業

(2) 種類

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

(3) 規模

延べ面積 約14,000㎡

3 事業実施想定区域

京都市伏見区小栗栖森本町47番地の4

4 環境配慮の観点からの市長意見の縦覧の場所、期間、時間及び内容

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

(2) 縦覧の期間

令和3年3月29日から令和3年4月28日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

(4) 縦覧内容

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから閲覧することができます。

[URL](https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000282217.html) <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000282217.html>

(環境政策局環境企画部環境管理課)